



4月1日から令和4年度の 経営所得安定対策等の申請手続きが始まります。

受付期間 4月1日(金)～6月30日(木)

経営所得安定対策等の交付金を受けるためには、「様式第1号A交付申請書」と「営農計画書」を最寄りの地域農業再生協議会（JA、市町）又は中国四国農政局香川県拠点へ提出する必要があります。また、米のみを作付・販売する農業者（認定農業者、集落営農、認定新規就農者）でも、ナラシ対策への加入を考えている方は、「様式第1号A交付申請書」の提出が必要です。

なお、「様式第1号A交付申請書」の裏面「様式第1号B」がナラシ対策の申込となっていますので、ナラシに加入される方は、忘れずに両面に記載の上、提出をお願いします。

● 経営所得安定対策等とは

担い手農家の経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）と農業者の抛出を前提とした農業経営のセーフティネット対策（ナラシ対策）を実施しています。

また、食料自給率・自給力の維持向上を図るため、飼料用米や麦などの戦略作物の本作化の推進や、地域の特色のある産地の創造を支援する等、水田のフル活用を図る水田活用の直接支払交付金を実施しています。

国の交付金の内容・単価

● 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

【対象者は、認定農業者、集落営農*、認定新規就農者】

① 数量払：生産量と品質に応じて交付

区分	平均交付単価
小麦	5,170円/60kg
はだか麦	9,166円/60kg
大豆	9,786円/60kg
そば	12,704円/45kg
なたね	8,020円/60kg

※平均交付単価は、香川県における令和3年産の単価です。

② 面積払(営農継続支払):

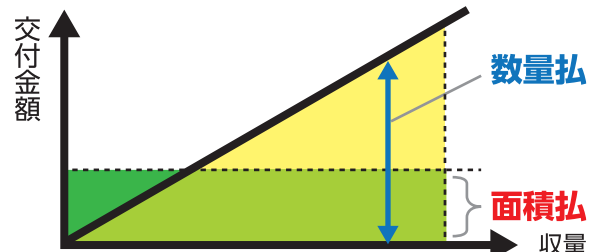
当年産の作付面積に基づき、数量払の内金として交付
20,000円/10a（「そば」:13,000円/10a）

※ 面積払を先に支払い、その後、対象作物の販売数量が明らかになった段階で数量払の額を確定し、先に支払われた面積払の金額を差し引いた額を追加で支払う仕組みです。

※集落営農(ゲタ・ナラシ対策)

規約の作成、対象作物の共同販売経理のほか、市町が将来の農業経営の法人化や地域の農地利用集積について確実と認める必要があります。

数量払と面積払との関係



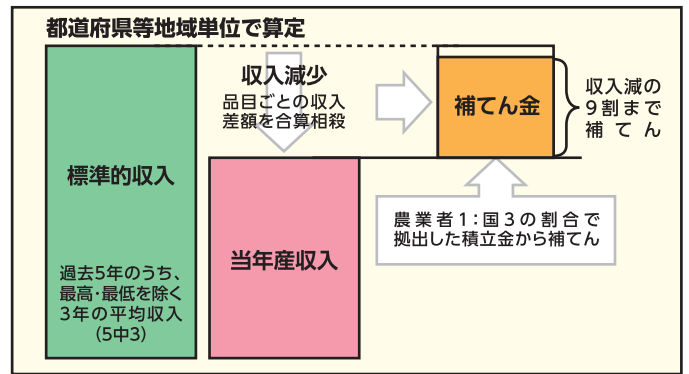
米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)

【対象者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者】

米、麦、大豆等の当年産収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

対策加入者と国が1対3の割合で拠出。
※積立金は掛け捨てではありません。

★「収入保険制度」と重複しての加入はできません。



◎運用が見直されます

令和4年産から、需要に応じた米生産のため、具体的な出荷・販売予定に従い計画的に生産したものが対象になります。

変更点

- ① 米を生産予定の農業者は、6月末までに「出荷・販売契約数量等報告書」の提出が必要
- ② 積立金の納付期限は、8月31日に変更（変更前は、7月31日）

水田活用の直接支払交付金

【対象者は、販売目的で対象作物を交付対象水田で生産する販売農家・集落営農】

注意

交付対象水田は、たん水設備（畦畔等）や用水路等を有する農地です。
国では、生産現場の課題を検証しつつ、今後5年間（令和4～8年度まで）で一度も水張り（水稲作付）が行われない農地は令和9年度以降対象としない方針です。

戦略作物助成

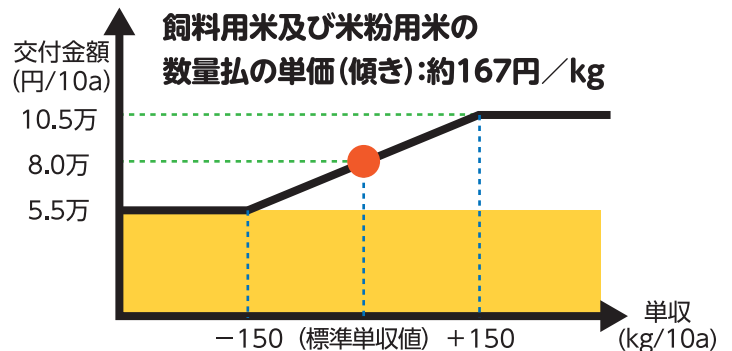
対象作物※1	交付単価
麦、大豆、飼料作物※2	35,000円/10a※3
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ 55,000～ 105,000円/10a※4

※1 基幹作のみ対象になります。

※2 飼料用とうもろこしを含みます。

※3 多年生牧草について、当年産において播種を行わず収穫のみを行う年は10,000円/10aで支援します。

※4 飼料用米の取組のうち、SGS(ソフトグレインサイレージ)については、交付単価が80,000円/10aになります。



注1 数量払いによる助成は、農産物検査又は農産物検査によらない手法※により数量が確認できることを条件とします。※ふるい目や水分含有率等を明記した販売伝票などによる確認

注2 標準単収値の各地域への適用に当たっては、地域農業再生協議会が当該地域に応じて定めている単収（地域の合理的な単収）を適用します。なお、地域の合理的な単収は当年産の作柄（作柄表示地帯別）に応じて調整します。

注3 過去実績から標準単収以上の収量が確実にあったと認められる者には、自然災害等の場合でも特例措置として、標準単価（8万円/10a）で支援します。

加工用米、新規需要米に取り組まれる農業者の皆様へ

加工用米、新規需要米に取り組まれる方は、あらかじめ、需要者と販売契約を締結した上で、6月30日までに中国四国農政局香川県拠点へ取組計画申請書等を提出する必要があります。

ただし、JA等の農業者団体の取組に参加される場合は、団体から申請されます。

お問い合わせ先＜経営所得安定対策関係＞

中国四国農政局 香川県拠点 地方参事官室(経営所得安定対策担当)

〒760-0019 香川県高松市サンポート3番33号
高松サンポート合同庁舎南館5階
電話:087-883-6503



0120-38-3786

受付時間 (平日) 9:00～17:00

令和4年度の産地交付金

産地交付金は、水田を活用した作物の生産性向上などの取り組みを支援するもので、国から配分された交付金の範囲内で、県や地域農業再生協議会が助成内容を設定しています。

※ 令和4年から国の運用ルールが見直されました

国からの産地交付金の配分は、これまで、年度当初に全体額の約9割、10月に残りの1割（追加分）が県に配分されてきました。しかし、令和3年度は1割の追加分が配分されず、4年度以降は、残余がある場合に限り年度途中で追加で配分があることとなりました。

そのため、追加配分があった場合や余剰が出た場合のみ、交付単価について上限までの範囲内で単価の調整を行うこととなります。

なお、年度当初の配分が予定額より少ない場合も単価の調整を行うことがあります。

活用方法の基本的な考え方

水田の有効利用や収益性の向上などを踏まえ、戦略作物等への活用方法を県域で設定し、各地域の実情に応じ地域における振興作物等の生産に配慮して、資金枠の一部を地域へ配分します。

主な追加・変更内容

- ◆新規需要米に対する助成のうち、需要の拡大が期待できる新市場開拓用米（輸出用米）の生産加算については、交付単価について増額し、非担い手への交付を追加しました。
- ◆産地交付金の減額に伴い、麦においては単作麦は一部を除き3年度どおりの単価とし、奨励的に交付してきた二毛作麦の基本助成は維持しつつ、加算部分の単価を減額しました。
- ◆国が策定した「みどりの食料システム戦略」の取組を推進するため、「耕畜連携助成」の名称を「みどりの食料システム戦略推進助成」に変更しました。

お知らせ 令和3年度産地交付金単価の変更

令和3年度は、全国的に主食用米の減産に向け、飼料用米の作付が拡大し、国が直接交付する戦略作物の助成額が増加したことなどから、県に配分される交付金が減額されました。

このため、当初設定していた単価（「さめき水田営農だより」（97号）参照）では財源不足となり、二毛作麦に関する一部の内容・用途の単価を減額することとしました。

主 な 内 容		3年度の交付単価(10a当たり)	
		当初単価	変更(減額)単価
担い手が作付けした麦の面積に対して加算	基幹作	3,600円	3,600円
	二毛作	3,600円	1,300円
さらに法人格を有する場合は加算	基幹作	1,800円	1,800円
	二毛作	1,800円	700円
さらに「さめきの夢2009」、「イチバンボシ」を作付した場合は加算	基幹作	1,000円	1,000円
	二毛作	1,000円	400円
「さめきの夢2009」、「イチバンボシ」作付で、品質・生産性向上の取組を実施した場合は加算	基幹作	1,500円	1,500円
	二毛作	1,500円	600円

県の交付金の内容・単価

主 な 内 容 (前年度からの変更点は赤字) ※いずれも、販売目的で作付けすることが必要です。		交付単価(10a当たり)	
		4年度(予定)【上限額】	3年度(実績)
多様な水稻の生産拡大			
担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が新規需要米【飼料用米、米粉用米、WCS用稲】に取り組んだ面積に対して加算 ※飼料用米、米粉用米は実需者と3年以上の複数年契約が必要です。	いずれかを交付 (新規需要米)	11,000円 (追加があれば14,000円が上限)	11,000円
担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が飼料用米及び米粉用米の「多収品種」に取り組んだ面積に対して加算 ※飼料用米、米粉用米は実需者と3年以上の複数年契約が必要です。		17,000円 (追加があれば20,000円が上限)	17,000円
「新市場開拓用米(輸出用米等)」の面積に対して助成 ※主食用米等とは別管理とし、実需者との契約が必要です。		40,000円 (追加があれば担い手は41,000円が上限)	20,000円
加工用米の作付面積に対して加算 ※共同乾燥調製施設の利用など、生産性向上に取り組むことが必要です。		12,000円	12,000円
麦・大豆の生産振興			
担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が作付けした麦の面積に対して加算 ※上記担い手以外の麦の採種農家も対象とします。	基幹作	3,000円 (追加があれば3,300円が上限)	3,600円
	二毛作	1,300円	1,300円
さらに法人格を有する場合は加算	基幹作	1,800円 (追加があれば2,000円が上限)	1,800円
	二毛作	700円	700円
さらに「さめきの夢2009」、「イチバンボシ」を作付した場合は加算	基幹作	500円	1,000円
	二毛作	400円	400円
「さめきの夢2009」、「イチバンボシ」作付で、品質・生産性向上の取組みメニューを実施した場合は加算	基幹作	1,500円	1,500円
	二毛作	600円	600円
担い手が「二毛作」で作付けした麦の面積に対して加算		15,000円	15,000円
担い手が作付けした大豆の面積に対して加算		10,500円 (追加があれば12,000円が上限)	10,500円
地域に応じた取組の推進			
地域振興作物等の生産振興			
地域協議会が選定した重点園芸品目(野菜)や地域特産物などの作付面積等に対して助成 ※詳細は、各地域協議会にご確認ください。		地域協議会毎に設定	地域協議会毎に設定
その他			
そば、なたねの作付面積に対して助成 ※排水対策の実施が必要です。	基幹作	20,000円	20,000円
「みどりの食料システム戦略推進助成」として、担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が実施した資源循環の耕畜連携の取組み面積に助成 ※飼料作物を生産する水田へ家畜由来のたい肥を散布することが必要です。		11,500円 (追加があれば13,500円が上限)	11,500円

その他、詳細な要件については、別途、ご確認ください。

**※上記の交付金は、国からの配分見込み額から算定したもので、減額となる場合もあります。
また、「捨て作り」など管理等が不適切な場合は交付されません。**

「おいでまい」、「ヒノヒカリ」、「あきさかり」で 主食用米生産拡大事業 に取り組みましょう！

今後の水田農業の方向として、「香川県水稻の生産振興方針」では、二毛作を基本とした水稻の作付面積の確保を重点事項として取り組むこととしています（第97号 参照）。

そこで、県単独補助事業として、生産者の皆さまの米・麦の生産拡大を支援する「主食用米生産拡大事業」を昨年度から継続して実施することとなりました。

令和4年産では、新たに「あきさかり」（短期栽培）も事業対象に加わりました。

事業を活用して、積極的な水稻の作付拡大をお願いします。

事業の概要

対象者

「おいでまい」、「ヒノヒカリ」または「あきさかり」（短期栽培）を販売目的で生産する販売農家・集落営農組織

注1）短期栽培は、5月16日以降の田植え

注2）水稻・麦類の農作物共済、収入保険に加入（事業実施年度及び前年度）

対象となる事業内容

①「おいでまい」、「ヒノヒカリ」または「あきさかり」（短期栽培）を前年産より10a以上拡大

②主食用米合計面積も10a以上拡大

⇒①、②の両方の条件を満たせば、

「おいでまい」、「ヒノヒカリ」または「あきさかり」（短期栽培）の拡大面積分に助成

さらに…

①、②を満たしたうえで、

「拡大後の主食用米合計面積の10%以上」または「前年産より作付拡大した面積」について、麦との二毛作を実施した場合、上乗せで助成

助成額

品 種	基 本	作付拡大後の 主食用米合計面積	二毛作要件を満たす場合
おいでまい	2,000円以内/10a	1ha以上	3,000円以内/10a
		1ha未満	2,500円以内/10a
ヒノヒカリ あきさかり (短期栽培)	1,500円以内/10a	1ha以上	2,500円以内/10a
		1ha未満	2,000円以内/10a

申請先

香川県農業協同組合

問い合わせ先

香川県農業生産流通課（087-832-3418）

香川県農業協同組合（087-818-4109）



水稲生産者の皆様へ

被覆肥料のプラスチック被覆殻の流出防止対策について



【水面に浮いた状態】

- ◆ 被覆肥料は、追肥の手間や散布する肥料の量を減らすことができるなどのメリットがあります。
- ◆ その一方、粒の表面をプラスチック等で被膜しているため、水田では、肥料成分が溶け出した後の被覆殻が水面に浮かんで、河川等に流出する可能性があります。

被覆肥料を適切に使用し、被覆殻の流出防止に十分注意しましょう。

農作業のポイント 流出の9割は、代かき時期に発生しています。

代かき・田植え	① 入水までに田面の高低差をできるだけなくしましょう。 ② 代かきは、浅水で（田面に土が8割、水が2割程度見える状態を目安）。 ③ 田植え前の落水は行わず、自然落水で水位の調整をしましょう。
流出防止	① 排水口にネットを張りましょう。 ② 水田で浮かび上がってきた被覆殻をすくい取りましょう。
施肥	① 土壌診断や栽培暦等に基づいた適正施肥に努めましょう。



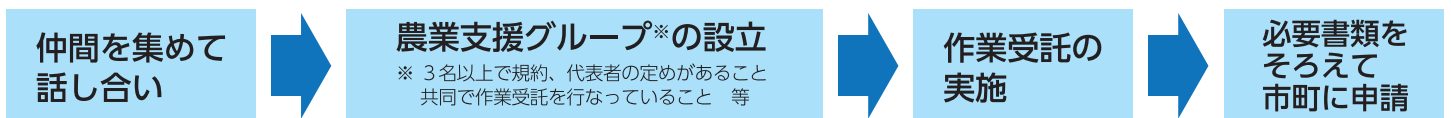
問合せ先 香川県農業経営課 環境・植物防疫グループ ☎087-832-3411

グループで農作業の支援をしませんか!

新しい補助事業が活用できます!



県では、水稲などの作業や農地の維持管理作業の一部を請け負うグループの育成を推進しています。「農業支援グループ確保・育成加速化事業」を活用して作業受託で、地域農業の維持を図りましょう。



農業支援グループ確保・育成加速化事業

- 助成対象者 農業支援グループ、新たに作業受託に取り組む集落営農法人
- 事業の内容 助成対象者が行う作業受託（耕起・収穫・防除・畦畔草刈等）の面積が前年度より10a以上拡大した場合に拡大面積に応じて助成（1組織20万円以内）します。
- 助成単価 1作業4,000円以内/10a（最大3作業12,000円以内/10a）
- 申請先 各市町農業担当課 詳しい要件については、香川県農業経営課にお問い合わせください。



問合せ先 香川県農業経営課 担い手・集落営農グループ ☎087-832-3406

内容に関するお問い合わせ先

- 香川県農業協同組合中央会 総合対策部 総合対策課 TEL : 087-825-2503
- 香川県農業協同組合 営農部 農産販売課 TEL : 087-818-4109
- 香川県 農政水産部 農業生産流通課 TEL : 087-832-3418
- 香川県農業再生協議会ホームページ <https://www.saiseikyo-kagawa.jp/>